

平成 28 年度「地域人材の活用や学校等との連携 による訪問型家庭教育支援事業」成果報告書

茨城県

1 事業の題名

「 地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業 」

2 事業実施組織の構成

①組織の全体構成員

	所 属 ・ 役 職 等	備考欄
1	茨城県教育庁総務企画部生涯学習課長	
2	茨城キリスト教大学文学部児童教育学科准教授	学識経験者
3	茨城キリスト教大学文学部児童教育学科准教授	学識経験者
4	茨城県西総合病院長	学識経験者
5	つくば市立高山中学校教頭	学校教育関係者
6	大野めぐみ保育園長	学校教育関係者
7	NPO法人つくば市民活動推進機構理事	子育て支援団体
8	高萩市教育委員会生涯学習課長	市町村関係者
9	坂東市教育委員会生涯学習課長	市町村関係者
10	茨城県PTA連絡協議会副会長	PTA 関係者

②事業推進担当者

	所 属 ・ 役 職 等	備考欄
	茨城県教育庁総務企画部生涯学習課主任社会教育主事	

3 事業の実施内容及び実施方法等

〈対象家庭の保護者の支援について〉

本事業を実施するにあたり、再委託先の市町村立学校側から支援要望をあげてもらい、学校による支援だけでは限界があると認められる児童・生徒の家庭を支援対象とした。

高萩市， 11家庭， 12人（小学生2人， 中学生10人）

坂東市， 10家庭， 11人（小学生4人， 中学生7人）

高萩市においては、何らかの理由で親元を離れている子どもが市内の乳児院と児童養護施設で生活しており、施設から市内の中学校に通う生徒に、登校を渋る傾向があるといった事例があげられた。

また、坂東市では、外国籍の保護者がいる家庭において、言語面で、学校と家庭の間で、意思の疎通を欠く例が認められ、児童の学校生活への適応に支障を来しているといった事例があげられた。

その他、保護者が子どもの生活リズムを優先させたり、判断を子ども任せにしたりして、生活習慣が乱れている事例などもあげられた。

各市とも、定期的に行われる「協議会」において、各ケース（対象家庭）への対応策や事業の方向性などの検討が重ねられた。また、必要に応じて、支援対象の児童・生徒が在籍する学校の生徒指導担当者と支援員がケース会議を開き、情報の共有に努め、支援員が保護者に対し、適切な支援を施してきた。

さらに、県で開催する「家庭教育支援推進委員会」において、両市からの支援経過を報告し、学識経験者や学校教育関係者、子育て支援団体やPTA関係者からの助言を受けながら、事業の総合調整を行った。

これらの取組を通して、対象家庭の保護者に対し、子どもの変容を感じさせながら、子どもと保護者を支援し、保護者の主体性の形成に繋げることを意識しながら支援を継続してきた。

〈訪問型家庭教育支援の実施方法等について〉

課題のある家庭に対しては、まず、各ケースに適した家庭教育支援員を選し、次いで、支援員が担当家庭のケース会議等（主に各学校で開催）に参加し、情報の共有とアセスメントに基づいた「（訪問するための）個別の支援計画」を作成し、それに基づいて訪問し、個別の家庭教育支援を実施した。

教職員や教育委員会の職員等とは異なる「家庭教育支援員」による支援活動は、支援員が課題を抱える家庭と直接向き合い、信頼関係を築きながら支援活動を行うことで、保護者のストレスが軽減され、保護者自身が、徐々に現在の課題と向き合えるようになること、家庭における養育の様子が改善に向かうこと、それらに伴い、子どもの生活リズムも改善される等の利点がある。

具体的な手法としては、保護者とのファーストコンタクトを重視し、①家庭訪問をする教諭に同行し保護者との接触を試みたり、②自宅以外の場所での面談希望者には、予約なしで利用可能な相談室を教育委員会内に準備したり、③適応指導教室で子どもが過ごしている時間を利用して面談を実施する等接触の方法や面談場所を工夫するなどの例がある。

また、なかなか接触できない保護者に対しては、支援員が、保護者と会えそうな場所へ頻繁に出向き、偶然を装って接触する等の工夫を凝らした。

さらに、訪問に対して、難色を示す保護者には、積極的な訪問を避け、手紙などのメッセージを渡すことによって、見守りの姿勢を示し、相談に応じる姿勢を見せながら、保護者と

の距離を縮めていった。

<家庭教育支援員のスキルアップ>

支援員は、定期的に行われる市の協議会において、支援員が直面する問題や対象家庭がもつ悩みについて情報交換したり、県の推進委員である学識経験者等を招いた研修会などから、改善策を見出した。

また、県が2回開催した「訪問型家庭教育支援員養成研修会」においても、「傾聴スキル」の講義を受講し、泉大津市での取組の発表を聴いた上で、県内各市（21市町村）の家庭教育担当者同士で情報交換をするなど、実効性の高い研修を重ねた。

さらに、文部科学省が開催した、「全国家庭教育支援研究協議会」に参加することで、全国で展開されている他県の訪問型家庭教育支援事業の様々な取組についても、具体的に知ることができた。

坂東市においては、上記の研究協議会で、28年度の取組を全国の関係者に発表し、質疑を受けるなど、今後の取組に大いに役立つ情報交換の場となった。

4 事業の実施により得られた成果・効果

【高萩市】

○支援員が家庭等を訪問した124回（平成29年3月14日現在）のうち、保護者と面談し、支援できたのは98回。

○訪問対象家庭10家庭（児童生徒11人）のうち、7家庭で良好な支援結果が得られた。

（主な改善例）

① 長期欠席の生徒の事例。

生徒とその保護者双方に支援員がかかわったことにより不登校の原因が把握でき、生徒が適応指導教室への通級が可能となった。

母親も支援員に心を開き、親子とも諦めていた高校進学に意欲を持ち、通信制高校に合格した。

② 昼夜逆転の生活習慣が身につけてしまった生徒の事例。

支援員の適切なアドバイスにより、昼型の生活への改善が図られ、欠席日数が半減し、自主登校が可能となった。

③ 引きこもりの生徒の事例

支援員が適応指導教室の案内などの情報提供を行い、月に1回ではあるが適応指導教室に通うことができるようになった。

（成果による今後の展開）

① 教育委員会（学校教育課）主催の管理職の研修会等で本事業の趣旨や実施方法を紹介し、教職員に訪問型家庭教育支援を理解してもらい、2校の中学校生徒指導担当者が市協議会及びケース会議に参加し、支援員と積極的な情報交換を行うようになった。

② 市内の適応指導教室相談員の増員や中学校2校を拠点校に支援員を配置し、保護者・生徒の相談に応じられる体制の整備を検討することになった。

③ 長期欠席や引きこもりなどの重症化を防ぐことを目的とし、課題のある家庭の早期発見のために次年度より小学校1年生の家庭の全戸訪問を実施する。

④ 教育委員会、中学校より次年度も引き続き、本事業の継続を切望された。

【坂東市】

○支援員が家庭等を訪問した 200 回（平成 29 年 3 月 14 日現在）のうち、保護者と面談し、支援できたのは 100 回。

*訪問回数にはケース会議等の参加含む

○訪問対象家庭 11 家庭（児童生徒 12 人）のうち、8 家庭で良好な支援結果が得られた。

（主な改善例）

① 外国籍の家庭（言語面での課題）の事例。

外国籍の保護者に対して、母国語を話せる人材を介し、日本の教育制度や生活習慣、育児の情報を通訳し、保護者の言語面での課題を克服し家庭の環境面を整えることにより、児童が学校生活に適応し、不登校が解消された。

② 外国籍の家庭（家族状況が不安定）の事例

母親が母国に帰省したりするなかで、祖父母の家で生活するなど不規則な生活から、登校が面倒になってしまった生徒の保護者に対して、支援員が「傾聴」を心掛け、定期的に自宅を訪問することで、保護者との信頼関係を築き、また、関係部署と連携して母親の就労支援を行ったことにより、生活が落ち着き、週に 2 日ほど登校できるようになった。

③ 生活習慣が乱れた子どもを持つ家庭の事例。

子ども自身の判断や生活リズムを優先させたために、生活習慣が乱れてしまった生徒の保護者に対して、面接や手紙、電話等のきめ細やかなやりとりを通じて、支援員と保護者が信頼関係を築き、保護者が養育に意欲を持ち、子どもの生活習慣が改善された。

（成果による今後の展開）

① 同じ悩みを抱える保護者同士が寄り添い、情報交換や交流ができる機会の提供や居場所を提供する。

② 課題を抱えた家庭の重症化を防ぐための早期対応ができる体制づくりを市協議会において検討する。

〈本県の今後の取り組み〉

○2 市の取り組みを他市町村に紹介

→全市町村の家庭教育担当課に訪問し、本事業の趣旨を説明し、事業普及・拡大に努める。

○補助事業申請の準備

→1/3 補助事業を活用し、5 市町村が申請を準備中

訪問支援の対象家庭の絞り込みは、課題をもとに市町村ごとに設定

7 事業の評価にかかる項目（事業実施前後のアンケートの実施等による事業全体の評価体制、評価手法、評価の結果）

高萩市

家庭教育支援員が関わった家庭数・児童生徒数・訪問支援回数

11家庭 12人 98回（※平成29年3月14日現在）

（不登校6家庭7人・その他5家庭5人）

1. 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の学校に復帰した割合

長期欠席児童生徒の家庭への訪問支援家庭数に対する学校に復帰した割合で効果を検証する。

学校に復帰した割合 1人（ $1 \div 7 \times 100 = 14.2\%$ ）

欠席日数（支援開始前12.4日/月平均⇒支援開始後6日/月平均）

2. 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒が適応指導教室に通室した割合

長期欠席児童生徒の家庭への訪問支援家庭数に対する適応指導教室に通室した割合で効果を検証する。

適応指導教室への通室割合 5人（ $5 \div 7 \times 100 = 71.4\%$ ）

3. 訪問支援した長期欠席以外の家庭の児童生徒への支援

その他の家庭への訪問支援家庭数に対する児童生徒の変化を検証する。

1人⇒登校渋りの傾向が改善

3人⇒授業を自分の席で落ち着いて受けることができている。感情をコントロールできている。

1人⇒臨床心理士によるセラピー実施により落ち着いた学校生活を送っている。

4. 保護者と学校との良好な関係の構築

訪問支援事業継続の有無について、学校及び学校教育課の意向により効果を検証する。

学校及び学校教育課からは、次年度以降の事業継続を強く要望されており、これにより保護者のエンパワーメントを含め良好な効果が期待できる。

坂東市

家庭教育支援チームが関わった家庭数・児童生徒数・訪問支援回数

10家庭 11人 100回（※平成29年3月10日現在）

（不登校10家庭11人）

1. 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒の学校に復帰した割合

長期欠席児童生徒の家庭への訪問支援家庭数に対する学校に復帰した割合で効果を検証する。

学校に復帰した割合 3人（ $3 \div 11 \times 100 = 27.3\%$ ）

2. 訪問支援した家庭の長期欠席児童生徒が適応指導教室に通室した割合

長期欠席児童生徒の家庭への訪問支援家庭数に対する市適応指導教室に通室した割合で効果を検証する。

1名の適応指導教室への通室割合（ $1 \div 11 \times 100 = 9.1\%$ ）

3. 保護者と学校との良好な関係の構築

訪問支援した保護者の来校数、学校との連絡数で効果を検証する。

来校数・学校との連絡数が増加した家庭 4家庭（ $4 \div 10 \times 100 = 40.0\%$ ）